

会員規程

2010年9月18日臨時総会承認

改定 2018年6月9日定時社員総会承認

改定 2020年6月13日定時社員総会承認

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会の会員に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(種別)

第2条 会員は次の2種とし、社員会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 社員会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) サポート会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第3条 この法人に入会を希望する個人又は団体は、この法人の目的に賛意を表し、所定の入会申込書を会長に対し提出しなければならない。

- 2 社員会員の入会及びサポート会員から社員会員への種別の変更は、会長に対し提出し理事会の承認を受けなければならない。

(権利)

第4条 社員会員及びサポート会員は、この法人の事業に参加することができる。

- 2 社員会員は、社員総会における議決権を有する。
- 3 社員会員は、理事及び監事の選挙権並びに被選挙権を有する。

(会費)

第5条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 社員会員 年額1万円以上の任意額。
- (2) サポート会員 年額5千円以上の任意額。ただし、18歳未満の者は年額2千円以上の任意額。
- 2 前項に定める会費のうち、用途を特定しないで徴収した会費については、少なくともその2分の1以上を定款第4条第1項に定める事業のうち公益目的事業に充てなければならない。

(会費等の不返還)

第6条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しないものとする。

(任意退会)

第7条 社員会員及びサポート会員は、その旨を会長に届け出ていつでも任意に退会することができる。

(除名)

第8条 社員会員の除名は、定款第9条の定めによる。

2 サポート会員がこの法人の名誉又は信用を傷つける行為をしたときは、理事会の決議によって当該サポート会員を除名することができる。

3 前項の場合、当該サポート会員には理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 社員会員資格の喪失は、定款第10条の定めによる。

2 サポート会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第5条に規定する会費を1年以上滞納したとき

(2) 当該サポート会員が死亡し、又は解散したとき

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経るものとする。

付則

(施行期日)

第1条 この規程は、公益社団法人設立の登記の日(2011年4月1日)から施行する。

(経過措置)

第2条 第5条第1項2号に定めるサポート会員 年額5千円以上の任意額は、2003年3月以前からの会員については当分の間年額3千円以上の任意額とする。